

公益財団法人富山県アイバンク賛助会員規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、公益財団法人富山県アイバンク（以下「アイバンク」という。）の事業を円滑に推進するため、定款第35条に基づく賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要事項を定める。

(会 員)

第2条 アイバンクの事業に賛同し、賛助会員となる意志を有するものは、公益財団法人富山県アイバンク賛助会員申込書（別紙様式）を、理事長あて提出するものとする。

(会 費)

第3条 賛助会員の会費は、個人年会費を一口金3,000円、法人・団体年会費を一口金10,000円とする。

(会費の納入)

第4条 会員となったものは、自動払込にて会費を納入するものとする。自動引き落とし日は、毎年4月12日（休日の場合は翌営業日）とする。
2. 当該年度の自動払込日を過ぎてからの納入の場合は、所定の用紙にて振込しなければならない。

(辞 退)

第5条 会員を辞退する場合は、その旨を書面で届け出るとともに、当該年度の会費が未納のときは、これを納入しなければならない。
ただし、予め当該年度のみに限定して賛助会費を納入したのものについてはこの限りではない。

(変 更)

第6条 この規定を変更する場合は、理事会の議決を経なくてはならない。

附 則

1. この規定は、平成6年8月1日から施行する。
2. 平成9年9月18日、第4条及び第5条一部改正。
3. 平成15年3月3日、第4条及び第5条一部改正。
4. 平成21年8月6日、第1条及び第2条一部改正。
5. この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

